

山梨県公報

第千六百九十号

平成十八年

八月十四日

月 曜 日

目 次

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施	五九五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件)	五九五
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	六〇〇

公 告

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十八年十一月十日(金)午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 試験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む)

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 一枚

(二) 筆記用具

2 受験手数料

八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出方法

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成十八年十月二十三日(月)から同年十一月二日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月二日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四二)に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四二)に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 日本道路建築株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 大月市笹子町黒野田六百六十七番地の一
- 3 代表者の氏名 増倉勝広
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第三六〇号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 関建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市春日居町桑戸三百七十四番地
- 3 代表者の氏名 関貞臣
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第九六五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 堀内電気株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 都留市上谷二丁目三番九号
- 3 代表者の氏名 堀内富久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一七）第一一三三三号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 伊藤建設有限公司
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町勝山千八百二十八番地七
- 3 代表者の氏名 伊藤光義
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第三三四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十八年七月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 内藤興業

2 主たる営業所の所在地 甲府市七沢町三百二十一番地

3 代表者の氏名 内藤平内

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四四七一号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十八年七月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 沼田建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉二丁目一番十八号

3 破産管財人弁護士の名 八巻力也

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第四七〇七号

山梨県公報 第千六百九十号 平成十八年八月十四日

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十八年七月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社釜長

2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野四百二番地

3 代表者の氏名 後藤津子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四九六一号

四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年七月十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社伏見工業
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市大草町若尾九百七十二番地
 - 3 清算人の氏名 伏見たけ子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第五三二四号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 河野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町下大鳥居百七十二番地
 - 3 代表者の氏名 河野博
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五四八一号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社甲府明電舎
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市城東三丁目十五番十一号
 - 3 代表者の氏名 寺嶋正之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第六五〇〇号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社タナカ工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原九百八十五番地三十四
 - 3 代表者の氏名 田中昌明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第七〇七六号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 インテリア・トミヤマ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市屋形三丁目九番二十七号
 - 3 代表者の氏名 富山武男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第七二三八号
- 四 処分の内容 内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 明野工業
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町若神子千五百番地一
 - 3 代表者の氏名 小泉源紀
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八一七二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 丸秀
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町川中島八百八十七番地十一
 - 3 代表者の氏名 野村秀夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八四三三三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 藤原組
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市向町五百二十四番地一
 - 3 代表者の氏名 藤原裕士
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八七九三三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十八年八月十四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十八年九月二十一日（木）、九月二十二日（金）及び九月二十七日（水）の午前九時から午後四時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十八年八月二十二日（火）から平成十八年九月五日（火）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

- (一) 特定第一種運転免許 一万四千七百五十円
- (二) 普通自動車免許 二千五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 二千二百五十円

2 教習指導員審査

- (一) 特定第一種運転免許 九千八百五十円
- (二) 普通自動車免許 一万二千五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 一万二千五百五十円

六 その他

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番